

工 事 仕 様 書

1. 工 事 名 称 下関市立大学体育館サブアリーナ他空調改修工事
2. 工 事 場 所 下関市大学町二丁目 1 番 1 号
3. 期 間 2026年5月26日から2026年11月6日まで
4. 工 事 概 要 体育館サブアリーナ、更衣室及び事務室の空調設備の改修を行う。
5. 条 件 等
 - (イ) 受注者は、工事の施工の実施にあたって、工事仕様書・特記仕様書等（別紙 2～別紙 4）及び関係法令規則を遵守すること。
 - (ロ) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 7 年版、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和 7 年版、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 7 年版、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 7 年版、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和 7 年版及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 7 年版による。
 - (ハ) 作業の日程は、大学担当職員と十分協議のうえ、学校行事に支障の無いよう調整すること。また、必要な際は当該作業範囲に安全監視員、安全柵等を配置し施工時の安全に努めること。
 - (ニ) サブアリーナ内の施工は夏季休暇（8月10日～9月26日）中の連続した 20 日間以内で行うこと。
 - (ホ) その他、軽微な変更などについては、担当職員と協議し承認を受けること。
 - (ヘ) 完成時に完成図書 1 部を提出すること。内容は機器仕様書、試験成績表、保証書、取扱説明書、工事写真等とする。